

## 山添村レンタルキッチン利用規約

フォレストパーク神野山内にある別表に示すレンタルキッチン（以下「レンタルキッチン」という。）をご利用の際は、下記の利用規約をご確認の上、お申し込みください。本規約をお守りいただけない場合、次回からのご利用をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめよくお読みいただき、ご理解ご了承のほどお願い申し上げます。

### 1 内覧と利用申込

レンタルキッチンを利用いただくにあたり、必ずレンタルキッチンにお越しいただくの内覧・ヒアリングと利用申込が必要になります。窓口やお電話でのお問合せ後、お電話にて日時その他詳細をご連絡いたします。

利用申込情報に変更があった場合は、速やかに登録情報の変更をお願いします。届けがないまま利用していたことが発覚した場合、利用停止の措置をとる場合がございます。また、該当期間におけるレンタルキッチン利用について責任を持ちません。

### 2 初回利用説明の実施

内覧時に利用申込をいただく場合、事前レクチャーまで行うことがあります。利用者のうち1名は「食品衛生責任者」養成講座を修了されていることの証明をご提出ください。一連の食品衛生の法律を遵守して利用することが条件となります。

レンタルキッチンで調理した食品を販売その他の営利目的で使用することを予定されている方は、「食品衛生責任者の養成講座修了証書」「調理師免許」「個人が特定できる書類(免許証、保険証など)」「レシピ」「試作品」及び「販売企画書」をお持ちいただくと、その後の利用開始までの手続きがスムーズです。

### 3 ご利用予約

内覧・利用申込および事前レクチャー実施後から利用ご予約が可能になります。

利用月の1か月前の1日から利用日前日までを予約期間とし、先着順で利用申請を受け付けます。

### 4 利用申込方法

予約時に受付にて利用申込書（レンタルキッチン施設使用許可申請書）への記入をお願いいたします。いただいた申込の利用に関する内容に施設運営上問題があると判断した場合には、レンタルキッチンの利用をお断りする場合がございます。

### 5 ご利用日及びご利用時間

ご利用可能日及びご利用可能時間は別表1をご確認ください。

ご利用時間は、準備、後片付けを含めた入室時間から退出時間までのすべての時間を含みます。ご利用時間前の入室はご対応できかねますので、参加者の皆様へのご案内もお気を付けください。ご利用終了後は、ご利用前の状態まで原状回復してください。

- ・目安時間①：テスト製造…4時間
- ・目安時間②：1回のマルシェ出店のための製造…菓子5～6時間
- ・目安時間③：大規模イベントへの出店・販売…菓子5～6時間×2日間  
(仕込み・焼・仕上・包装)

## 6 ご利用料金のお支払い

ご利用料金は、別表1をご確認ください。利用料については、村から申請者に請求書を送付いたしますので、利用月の翌月末までに納入ください。

## 7 利用者責任

グループでご利用いただいた場合、代表者以外の利用者による損害等については、すべてご予約いただいた代表者の責任となります。予めご了承ください。

## 8 ご予約キャンセル・変更

ご予約キャンセル・変更は、電話にて利用日前日までに事務局へご連絡をお願いいたします。

過度な複数予約やキャンセルが相次ぎ、他者のご予約の妨げになる状況が続いた場合には嚴重注意とし、以降のご利用をお断りする場合がございます。ご注意ください。ただし、本村側の都合や、本村判断による変更、取り消しについてはこの限りではありません。

## 9 利用時間の延長

利用時間延長の場合は、必ず終了前に事務局まで連絡をお願いします。次の利用者に影響が無いとレンタルキッチンが判断した場合のみ延長を認めます。

また、終了時間にご退室いただけない場合は延長料金が発生いたします。退出時間の延長が繰り返されている場合は、警告を送ることがあります。余裕を持った時間の予約をお願いいたします。

## 10 貴重品の管理と安全衛生環境の保持

- (1) レンタルキッチンへの入退室時は、必ず下履き上履きを履き替えてください。
- (2) 共用スペース（トイレ等）をお使いになる場合は衛生管理・消毒の徹底をお願いします。
- (3) 一時的に退室する場合は、スマートフォン・携帯電話・貴重品等は必ず携帯してください。

### 1 1 レンタルキッチンで調理した食品の販売

別紙「山添村チャレンジショップ利用マニュアル」もしくは「山添村レンタルキッチン利用マニュアル」をご確認の上実施してください。

販売に際して、食品衛生責任者・調理師（保持の場合）・身元証明できるもの（免許証・住民票等）を提出いただく必要があります。

無断での販売による事故については、レンタルキッチンは一切の責任を請いません。無断で営業許可を第三者に提示して販売行為をすることは公文書偽造罪(刑法第155条)となり、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金となります。

### 1 2 備品の利用

レンタルキッチンには、以下の備品がございます。各機械の使い方については取扱説明書をご確認の上、ご利用をお願いします。

○チャレンジショップ：スチームコンベクションオーブン・急速冷凍庫・製氷機・冷蔵ショーケース・真空包装機

○映山紅：電子レンジ・熱風食器消毒乾燥機・食器洗浄機・平型ショーケース・ソフトクリームメーカー・電機ゆで麺器・製氷機

### 1 3 退出

退出時は原状回復が原則です。

- ・利用した調理器具は元の位置に戻してください。
- ・調理器具はすべて清掃・アルコール消毒を実施してください。
- ・調理器具、冷蔵庫内の清掃だけでなく、床の清掃を含む、衛生管理の徹底してください。

詳細は、別紙「山添村チャレンジショップ利用マニュアル」もしくは「山添村レンタルキッチン利用マニュアル」に従ってください。

退室後、原状回復の不備及び、レンタルキッチン退出・清掃等衛生管理規則に逸脱した状況が判明した場合、別途、清掃・消毒作業費・設備修理費をいただきます。

利用終了に当たり、持込まれた物品や残材、ごみ、残った食材、調味料等はすべてご自身でお持ち帰りください。

### 1 4 利用者の責務

- (1)「山添村チャレンジショップ利用マニュアル」もしくは「山添村レンタルキッチン利用マニュアル」に沿ってご利用ください。
- (2) 設置してある調理器具等は事前に確認いただき、追加で必要な器具は、事前に申請いただきご持参ください。
- (3) 体調の管理は責任をもって行い、少しでも熱や咳がある場合、もしくは家族な

どで類似の症状が発生している場合は、必ず医療機関の診察・検査を受けて利用に支障がないか確認してください。

(4) 利用者がお持ち込みになられた物品(備品・機器、貴重品)の盗難、毀損、汚損等事故については、その原因の如何を問わず、当方は一切の責任を負いません。

(5) レンタルキッチン以外で調理した食品の持ち込みはできません。他の営業許可付きキッチンで調理した食品でも証明が困難なためお断りしています。

レクチャー時にお伺いしたHACCPに基づく衛生管理計画に記載している内容以外のご利用はできません。その場合は必ず事前にご相談ください。

利用終了後は別途定める「山添村チャレンジショップ利用マニュアル」もしくは「山添村レンタルキッチン利用マニュアル」に基づき、清掃・消毒・洗浄を行い、都度チェックシートにて報告していただきます。また蛇口やガスの元栓の閉め忘れや、照明、エアコン、換気扇・使用機器の電源の切り忘れ等がないかご確認ください。利用者の確認不足により当方が不利益を被った場合は、後日一部負担金や損額賠償の請求をさせていただきます。

冷蔵庫・冷凍庫に材料を残したまま帰らないでください。翌日以降使う場合は必ず事前にお伝えください。

利用者に起因する損害(設備・備品の損傷、キッチンの汚れや破損等)については、修理代やクリーニング代等として損害を賠償していただきます。上記が原因でレンタルキッチンが利用できなくなった場合、損害の実費負担と利用料金に基づいた逸失利益の合計金額を負担いただきます。

レンタルキッチン以外の共用部に許可無く荷物・看板・受付等、物を置かないでください。また施設内外にポスターや看板等を掲示する時は、予め承諾を得てください。

レンタルキッチン内・共有部分にて、他の利用者及び住民の迷惑となる大きな音を出す行為等をご遠慮願います。場合によっては今後のご利用をお断りさせていただきます。

施設内はすべて禁煙です。指定の場所での喫煙のみ可とします。

施設内において風紀を乱す行為は控えていただき、利用を承認されたレンタルキッチンのみをご利用ください。

直前に利用した利用者の片づけなどに不備がある場合はお手数ですが事務局まで連絡をお願いします。

## 15 忘れ物

忘れ物の保管は発見時より1週間とさせていただきます。1週間を過ぎても持ち主が現れない場合、廃棄処分といたします。

また、忘れ物を発見した場合はお手数ですが事務局に連絡をお願いします。

## 16 施設利用・サービスの一時的な中断及び制限

下記いずれかの事由により事前通知することなく、一時的に施設、設備の利用及び

付帯サービス等の提供を中断又は制限する場合があります。

- (1) 設備の保守、点検、修理などを行う場合
- (2) 火災・停電・断水が発生した場合
- (3) 地震や水害などの天変地異、テロなどが発生した場合
- (4) 予期せず機械、設備の故障、不具合が発生した場合
- (5) その他、やむを得ず、施設、設備の利用及び付帯サービス等の提供の中断又は制限が必要であると判断した場合

上記及び、本村の過失が要因で当施設・設備利用及び付帯サービス等の一時的な中断や制限が行われたことによる損害 については該当する時間における料金内(該当日の利用料金内)での保障になります。

## 17 免責

施設利用に伴う事故、盗難などについて、本村では一切の責任を負いません。運営上の都合により本村より予約を取り消した場合も同様とします。

## 18 利用制限

次の事項に該当する、又は、利用承認前又は後に該当すると判明した場合には、利用をお断りいたします。(利用当日を含む)この結果、利用者に損害が生じる場合があっても当村は一切の責任を負いません。

- (1) 宗教、思想等の目的で利用すること
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する虞がある団体、又は団体に所属している方、又はこれらの団体と取引のある方
- (3) 無差別大量迷惑行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体、若しくは団体に属している方、又はこれらの団体と取引のある方、その他これらに類する団体に属している方及びこれらの団体と取引のある方
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定義される風俗営業、又は第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行う方
- (5) 公序良俗に反する団体の関係先
- (6) 犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益秘匿、及び犯罪収益等收受を行い又は行っている疑いのある方、及びこれらの方と取引のある方
- (7) 貸金業規制等に関する法律第24条第3項に定義される取り立て制限者、又はこれらに類する方
- (8) 本件不動産において有害物質を取り扱い、埋蔵、貯蓄、精製、輸送、加工、製造、生成、放出、投棄、移転、又はその他の処分若しくは処理をする可能性のある方
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員若しくはこれらの関係者

(10) 上記の他、これらに類する団体、若しくは団体に所属している者、またはこれらの者と取引のある者

また、施設の利用権の譲渡、転貸は原則としてお断りさせていただきます。

- ・ SNS やブログなどに当施設の信用を毀損する投稿や利用者の個人情報を掲載したとき、その他不適切な投稿が発見されたとき
- ・ ハラスメント行為があったとき
- ・ 当施設を申込書の記載内容と異なって使用したとき
- ・ 公共スペースの無断利用があったとき
- ・ 周辺（施設利用者・近隣住民）に迷惑を及ぼす恐れのあるとき
- ・ その他施設の運営上支障があると認められるとき（当村の判断とさせていただきます）
- ・ 当施設内において喫煙が発覚した場合（当施設内は全面禁煙です。）
- ・ 著しく利用規則を守ることができないと当村が判断したとき
- ・ その他、当村が不適切と判断した場合

上記及び上記の理由で村に損害が生じた場合、当該損害の賠償を請求させていただきます。

## 19 その他

引火物等危険物の持ち込みはお断りします。

災害（地震・火災等）又は当村の過失による損害補償は、ご利用者のお支払いいただきました料金内（該当日の利用料金内）での補償になりますので、ご了承ください。

匂いの強い物品を持ち込む際は予めご相談ください。

調理師免許の必要な食材を使用する場合は事前に申し出てください。

## 20 規約の変更

規約は必要に応じて変更いたします。変更した内容はご予約の都度必ずご確認ください。

利用規約・利用規程について、事前にご承認の上ご予約をいただいているものとします。

別表

施設名	営業許可	ご利用可能日時	利用プラン	ご利用料金
チャレンジ ショップ	飲食店営業 菓子製造業 そうざい製造業	月・火・金・土・日・祝 (年末年始を除く) 8:30~17:00	半日利用 (4時間未満)	1,000円
			1日利用 (4時間以上)	2,000円
映山紅	飲食店営業 菓子製造業	月・火・金・土・日・祝 (年末年始を除く) 8:30~17:00	半日利用 (4時間未満)	1,000円
			1日利用 (4時間以上)	2,000円

※1 上記利用可能日時以外の利用については、事前にご相談ください。また、使用時間を延長された場合は、追加で上記のご利用料金を請求いたします。

※2 特に村長が認めた事業については、利用料金を減免することができます。

## 山添村レンタルキッチン営業利用規程

### 1 営業利用について

レンタルキッチン(以下「当キッチン」という。)とは、山添村が運営管理を行う利用課金制のレンタルキッチンです。

当キッチン利用者(以下、「利用者」という。)が営業目的で利用する場合は利用申込後、利用予約毎、利用前に本規程と規約をすべて確認の上、同意いただいたくものとなります。

営業目的とは、次のいずれかの行為を言います。

- ①当キッチンで調理した完成品をその場で提供する行為
- ②当キッチンで製造した完成品を流通、販売する行為
- ③当キッチンで仕込み(下ごしらえ)した食材を他に当キッチンと同一の該当許可のある場所で完成品とし販売する行為

ご利用いただく当キッチンは本村が奈良県郡山保健所から飲食店営業許可、そうざい製造許可、菓子製造業許可を取得しているため、営業に関連する管理・監督はすべて本村が行います。

利用者は本村の営業許可を一時的に使用し、関連の法令が遵守されたうえで販売可能な完成品(以下「商品」という。)に関わるすべての食材を加工の無い素材及び購入品を持ち込み、調理し、商品として販売することができます。

1度の予約時に利用できる許可は1種類のみです。例えば、同じ利用時間帯でそうざい製造に該当する商品と菓子製造に該当する商品の調理製造はできません。

利用者は食品表示法での「販売者」となります。また、営業許可の使用を許諾し、当キッチンをレンタルする本村は「製造者」となります。

食品衛生法では製造した食品の所有権は製造者にあると解釈されています。よって、利用者が製造した食品の所有権は製造直後、本村から利用者に無償で譲渡します。

製造もしくは加工した食品の製造責任は製造者である本村と利用者の両者が担います。

利用者が販売者となって販売した商品が原因となった食中毒などの事故については理由如何に関わらず損害賠償・回収・行政対応についてはすべて対応していただくこととなります。

利用者が販売者となって販売した商品が原因となった食中毒などの事故が発生した場合、本村より当キッチンの停止など保健所からの措置の度合いにより営業及び運営に被害が及んだ場合、その内容・規模に応じて損害賠償請求を起こすことがあります。

営業利用には「食品衛生責任者」の受講証明と販売の責任を負う方の個人が特定できる書類(免許証、保険証など)のコピーの提出が必要です。食品衛生責任者になるためには栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、と畜場法に規定する衛生管理責任者もしくは作業衛生責任者、船舶料理士及び、都道府県知事等が行う食品衛

生責任者になるための講習会または都道府県知事等が適正と認める講習会の受講修了が必要です。食品衛生責任者講習を受講証については、調理師免許・製菓衛生士・栄養士・管理栄養士の免許の提出で代替も可能です。

利用申込情報に変更があった場合、身元証明の内容変更があった場合は速やかに利用申込情報を更新してください。食品事故が発生した場合、登録情報と実際の住所や連絡先が違っていたことが判明した場合、利用者規約違反となり本村は一切の責任を負うことができなくなります。

販売する商品に貼付するラベルには、公開する情報として販売者項目に名前（屋号等）・住所・電話番号、製造者項目に当村名・当キッチンの住所、それぞれを併記することが必須になります。

調理、製造、加工する商品の品名、調理手順、原材料とその分量、賞味期限、包装仕様などを事前に申請いただき、当キッチンの設備及び機材で製造可能か、もしくは、営業許可範囲の製造、加工であるか等を当村が審査・判断を行います。ご要望にお応えできないこともあります。予めご了承ください。

HACCPに基づく衛生管理の実施にあたり、衛生管理計画及び管理チェック表等を提出いただきます。事前に申請したメニュー以外は製造販売できません。その場合は再度申請をお願いします。その他内容に変更がある場合は事前に連絡、承認の後ご予約ご利用いただきます。

商品により（火の通らないもの、管理方法が複雑なもの）事前に試作品と行程を確認させていただくことがあります。

## 2 商品の販売について

完成品（商品）を製造し、当キッチン外の店舗・イベント・ネット・卸売り販売する場合は食品表示法に定められた食品表示ラベルの貼付が義務付けられています。

食品表示ラベルにおいて、利用者は販売者となり、営業許可を持つ本村は製造者となります。

食品表示法の規定により、販売者、製造者として、食品表示ラベルに氏名（法人の場合は法人名）及び住所の記載が必要です。

食品表示ラベルは利用者が自ら製作する必要があります。また、製作する食品表示ラベルの内容と製造する予定の個数については販売前にその内容を本村に届出る義務があります。届出義務を怠った場合は次回の利用をお断りすることがあります。

食品表示ラベルの表示責任は利用者である販売者にあります。アレルギー・賞味期限などの誤表記については自主回収や行政処分など罰則の対象となります。表示には細心の注意を払い、また、現状の商品（表示）を今一度見直してみることをお勧めします。

食品表示ラベルは事前に記載内容及びサンプルの画像を提出いただきます。ラベルの記載内容は・販売者である利用者起因するため、本村は一切の責任負いません。また、虚偽の表記や別の場所で作成したものに当キッチンの情報を偽り貼って販売し

たことが判明した場合、即時退会及び、法的措置をとらせていただきます。

当キッチンで調理・製造していない商品や、事前に製品説明書及び製造工程表に記載していない商品の食品表示ラベルにおいて「製造者」に本村名や住所を記載した場合は無印私文書偽造罪(刑法第159条)となり、法定刑は1年以下の懲役または10万円以下の罰金となります。もしくはその使用の内容により詐欺罪(刑法第246条)が適応されることもあります。その場合の法定刑は10年以下の懲役です。

### 3 責任範囲について

販売・製造責任者・食品衛生責任者の情報は当方で管理するため、事前レクチャー時に下記ご提出いただきます。

- ・身元証明のできるもの(免許証等)のコピーもしくは画像
- ・食品衛生責任者講習証明書・調理師免許・製菓衛生士・栄養士・管理栄養士の免許のコピーもしくは画像※個人情報保護方針をご理解の上ご提出ください。
- ・身元証明内容(氏名・本籍地・現住所・電話番号)及び、利用者登録情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス)に変更があった際は必ずご連絡の上利用者情報を更新してください。利用者情報更新や変更報告がないまま利用することはできません。万が一変更報告がないままご利用された場合は利用登録の取消し処分を下すことがあります。

施設名及び当施設の所在地を販売許可のために提出する場合は下記を厳守してください。

- ・当施設の所在地を「製造場所」として一般公開する場合は事前に詳細を連絡してください。連絡いただいていない場合は許可の使用は許諾していないものとみなします。
- ・当キッチン以外で調理したものが1品でも入っている場合は(購入品は除く)製造場所としての住所・営業許可情報の認可、公開はできません。
- ・虚偽の報告等、衛生管理上問題となる情報利用と当方が判断した場合、販売を差し止めると共に、利用登録の取消し処分を下すことがあります。
- ・電話番号・メールアドレス等の商品に関する連絡先は販売者に直接つながる情報を記載してください。
- ・当キッチンで生産した商品は必ず各メニュー1食分をお持ち帰りいただき、検食用として冷凍庫で保存してください。
- ・販売した食品により食中毒や被害が出た場合、責任の範囲は関連するすべての対応になります。最優先で対応に当たり、随時連絡を取り合い、問題の解決に努めていただきます。
- ・販売者の責任が特定された場合、営業に関わる一切の損害及び被害回復のために要するすべての費用をご負担いただきます。
- ・販売者の責任が特定された場合は行政指導に関わる一切の業務(必用書類の作成・

提出・承認)を指定された期限迄に行っていただきます。

食中毒が起きた場合、他の当キッチン利用者にも迷惑がかかります。安全衛生の徹底をしてください。

いかなる利用においても利用者の出店・販売における営業補償をすることはできません。予めご了承ください。

その他提示した他の利用規則の順守をお願いします。

長く継続的に利用できる様、当キッチンの利用は丁寧に、清潔さを保つようにしてください。

#### 4 営業利用規程の改訂について

規程は適宜更新をします。予約の都度確認をお願いします。

上記すべての規定を確認、許諾の上営業利用として当キッチンをご使用いただくものとします。